

令和6年第3回環境審議会 事前質問・意見一覧

No.	委員	案件	意見・質問	内容	回答・事務局の見解
1	豎山委員	「世田谷区みどりの行動計画」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画」の令和5年度実績報告について	意見・質問	「世田谷区みどりの行動計画」の令和5年度実績報告について ・「評価のまとめについて」への要望と質問 「おおむね計画どおりに進行している。」との評価だが、実施項目の評価が殆ど◎か○の為、その様な評価になったのでしょうか？ 取り組み方針毎に、目標に対してどの様な進捗状況かの説明はして頂きたいし、実施項目の実績が目標進捗にどう寄与したかも説明して頂きたい。 実績と目標進捗の関係が良くわからない例を2点挙げると 例1、1－1 国分寺崖線の魅力周知の目標に対しては、実施内容で周知率がどうなったか不明。 例2、1－3－1 農地の保全では、実施項目の実績が、◎か○だが、その結果農地保全の目的は計画どおりに進んでいるのでしょうか？ 又、せたがやカラープロジェクトでは、プロジェクトとの継続が目標だが、実績は収穫体験2件実施になっており、関係が不明。	調整中のため改めて回答します。
2	豎山委員	世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）案について	質問	4. 重点的な取り組み （1）太陽光発電設備の導入についての質問 ・設置可能な建物への21%以上導入を目標とするのは、新築・改築物件への導入を行う為でしょうか？ もしその通りならば、新・改築以外の物件に導入することは何故できないのでしょうか？	・事前送付した計画案の記載に誤りがあったため、「設置可能な公共建築物の約21%以上」から「全公共建築物の約21%以上」に修正をしました。 ・区は、「世田谷区公共建築物ZEB指針」を策定し、新築・改築において太陽光発電設備の設置を含むZEB化を推進しています。しかし、既存建築物においては、太陽光発電設備が普及していない時期に設計を行っているため太陽光発電設備の荷重を見込んだ設計ではないことや、屋上利用や周辺環境等の要因により、設置を行うことが困難です。構造計算や補強工事等の必要があり、屋上緑化や機器の設置等により空きスペースがなく、区施設周辺にマンション等が多く反射光の対策が必要となります。設計における荷重計算を行っていない既存建築物には、構造計算や補強工事等を行わないと、太陽光発電設備を設置することで震災時や平時に屋根の崩壊等が起こる可能性があります。そのため、太陽光発電設備の設置は設計時点での荷重計算等の可能な新築・改築において推進することとしています。 ・新築・改築を除く既存建築物については、荷重の問題から、設置可能か否かの判断が困難なため、「全公共建築物の約21%以上」という記載になっていますが、設置可能であると判断することが可能な新築・改築の建築物には100%導入する予定であり、政府実行計画の目標である「設置可能な建築物の約50%以上」を実質的に満たしているものと見込んでいます。 ・なお、現在普及している「シリコン系太陽電池」は、重量があるため、設置場所が限られており、設置場所の確保が課題となっています。この課題を解決する技術として、政府が技術開発に力を入れているのが「ペロブスカイト太陽電池」です。薄く、軽く、柔軟であることから、これまで設置が難しかった場所にも設置ができるものとして注目されています。現在は耐久性が低く実用的ではありませんが、今後、「ペロブスカイト太陽電池」等の実用的な技術革新が進んだ際には、太陽光発電設備の設置を積極的に進めることを、25ページ「7 次期（第7期）計画策定における検討事項」に記載しています。
3	豎山委員	世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）案について	質問	（6）再生可能エネルギー電力の調達についての質問 目標を68%としていますが ・68%を目標とする根拠は何でしょうか？ ・68%の内、施設内の太陽光発電で賄われる割合はどれ位でしょうか？ ・区施設での太陽光発電に加えて、自治体連携での再生可能エネルギー調達で100%達成は難しいのでしょうか？ 区民の再生可能エネルギー導入へのインパクトは大きいと思いますが。	・再生可能エネルギー電力の調達に関する目標数値は、区が契約により購入する電力の割合であり、区の公共建築物に設置された太陽光発電設備により発電される電力量は除外しています。太陽光発電設備の設置に関する目標は、11ページ「太陽光発電設備の導入」で別途設定しています。 ・68%を目標とする根拠は、「温室効果ガス総排出量」の削減目標を2030年度までに2013年度比57.1%と定め、これを達成するための「エネルギー使用量」及び「炭素集約度」の削減目標を定めました。「エネルギーの脱炭素化」に係る「炭素集約度」の目標を達成するための再生可能エネルギー電力の調達量を試算し、68%を目標に決めました。詳細につきましては、実行計画案7ページ～10ページと、令和6年1月30日開催の令和6年第1回環境審議会資料の報告資料2鑑文をご確認ください。 なお、政府実行計画では、再生可能エネルギー電力の調達割合の目標は60%であり、上乗せの目標設定となっています。 ・全施設の電力量に対して、施設での太陽光発電や自治体間連携による電力量で賄うことは困難ですが、自治体間連携に限らず再生可能エネルギー100%の電力調達を行っている施設は複数あり、今後も計画的に増加させていく予定です。
4	豎山委員	世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）案について	意見	区施設のエネルギー調達・使用量の区民への見える化の推進をお願いします。	区施設のエネルギー使用量につきましては、環境マネジメントシステム「ECOSTEPせたがや」の取り組み結果として、例年、区のお知らせや区ホームページで周知しています。